

## 10世紀イラクのアブー・イスハーク・イブラーヒーム 文書集にみるアフト文書様式

清水, 和裕  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門 : 准教授 : 中世西アジア史

<https://doi.org/10.15017/16915>

---

出版情報 : 史淵. 147, pp.205-233, 2010-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 10世紀イラクのアブー・イスハーク・イブラーヒーム 文書集にみるアフト文書様式

清水 和 裕

## 1. アブー・イスハーク・イブラーヒーム文書集の概要

本稿が取り扱うアブー・イスハーク・イブラーヒーム文書集は、アッバース朝の文書行政のあり方を垣間見るためのもっとも根本的な史料である。その成立時期こそ、アッバース朝の後期となるが、カリフおよび大アミールの書記としてアブー・イスハークが起草した文書群は、任命文書・外交文書・凱旋文書・哀悼文書その他、アッバース朝行政の諸側面と関わるものであり、それらの文書の完成された形態を伝えるものである。もちろん、行政の実態そのものは、必ずしも文書の内容からすべてを把握できるわけではない。文書には、その伝える内容と、文書それ自体が物質として取り扱われる側面との双方が存在し、行政組織そのものの在り方を検討するためには、後者に関する研究の方がより有効である。しかし、現物としての文書がほとんど残されていないアッバース朝の行政研究においては、「文書の内容が伝えるもの」に着目し、その様式、レトリック、発給者＝受給者の関係などを分析することで、新たな事実を明らかにしていくことが必要不可欠である。

アブー・イスハーク・イブラーヒーム文書集の著者アブー・イスハーク・イブラーヒーム (Abū Ishāq Ibrāhīm b. Hilāl b. Zahrūn al-Ṣābi) は、アッバース朝とブワイフ朝の二重政権下において、歴代ブワイフ朝君主の書記として活躍し、アッバース朝カリフの文書作成と発給に関わった人物である。カリフ宮廷に関わる文書の規則や宮廷の故事としきたりに造詣が深く、その知識を後世に伝えることにも熱心であった。

アブー・イスハークはイラク北西部ハッラーン出身のサービア教徒であり、医学・数学・天文学などのヘレニズム的技術を背景に、書記の世界に身を投じた。313年ラマダーン月5日／925年11月24日にバグダードで生まれ、349年／960年頃ブワイフ朝君主ムイッズ・アッダウラの書記となったが、その息子イッズ・アッダウラのもとで権力闘争に巻き込まれて、一時投獄された。372年／983年に第3代大アミール＝アドゥド・アッダウラ死去に伴って官界に復帰し、384年シャウワール月12日／994年11月19日に太陽暦換算68歳で死去した [Khalliḡān, v. 1: 34-36; 清水 2006: 15-17]。

アブー・イスハークの文書は、後世の書記が文書を作成する際の手本として学ばれ、一方でまたアラビア語美文の典型として文学作品としても享受された。このため、彼の文書はのちの書記手本や年代記に引用されており、15世紀初頭にカルカシャンディーが執筆したマムルーク朝書記百科全書『夜盲の黎明 (Ṣubḡ al-A‘shā)』にもアブー・イスハークの執筆した文書が多数収録されている。一方、アブー・イスハークの文書を体系的に収録した文書集は、ラサーイル (Rasā'il, 『文書集』) もしくはムンシャーアート (Munshā'āt, 『文集』) などの呼称のもとで現在に伝わっている。

この文書集について体系的な研究を行ったハッハマイヤーに拠れば、アブー・イスハークの文書群はすでにその生前から、書籍商の手によって流通し始めており、いずれかの時点で元来の集大成的な文書集からふたつのプロトタイプが生まれ、さらにその一部分をそのまま切り取った選集と、明確なテーマによって選び出した選集が編まれたという [Hachmeier 2002: 4-5]。事実、これらの文書集の写本には、選集を意味するムフタール (al-Mukhtār) と名付けられたものが散見する<sup>(1)</sup>。

このようなアブー・イスハーク文書集は、元来が選集として伝来しているだけでなく、個々の写本が統一的な内容をもたないという非常に困難な問題を抱えている。ハッハマイヤーは、氏に入手可能であった12件の写本を調査して、二つのプロトタイプを確定し、また写本の系統樹を作製した。それによれば、12件はそれぞれ、プロトタイプ $\alpha$ に属する [写本番号1] [写本番号5] [写本

番号3、4] [写本番号7、8、9、10]、およびプロトタイプ $\beta$ に属する [写本番号2] [写本番号6]、系統不明の [写本番号11] [写本番号12] (写本番号はいずれも下記写本リストのもの) に分類され、さらにこのうち [7、8、9、10] [11] [12] がテーマ別選集であるという。

しかし、[3、4] [7、8、9、10] という例外を除き、これらの写本はいずれも写本間の継受関係が存在せず、結局のところ、それぞれ収録文書の異なる8種の系統を、 $\alpha$ と $\beta$ の大きな傾向に分類する結果となっている。

このように『文書集』の大部分の写本は、収録文書に相互の入れ違いが甚だしく、複数の写本間で共通する文書を1点も持たない例も存在する。このため、本文書集研究の第1歩は、個々の写本における収録文書の確定作業であるといえる。先行するハッハマイヤーは、調査した写本群から総計430点の文書を確認した。さらにそれらの文書に通し番号を付して、収録文書の相互異動を確定した。これは、今後の基礎となる作業である。

一方、氏は12件の他に6件の写本の存在を指摘し、研究の時点では未入手としている。しかし、筆者はその後の調査によってハッハマイヤーが言及しない写本5点の存在を確認している<sup>(2)</sup>。すなわち、文書集の写本数はすでに確認されたのみでも23件に上り、ハッハマイヤーの作業はそのうち、約半数を網羅したにすぎない。残余の写本については継続的な作業が必要となっている。

参考までに、以上の写本に関する写本番号等は以下の通りである。

Hachmeierの使用したもの

1. Bibliothèque Nationale Arabe 3314 (Paris)
2. Leiden CCO 766 (Leiden)
3. Chester Beatty 4620 (Dublin)
4. Al-Azhar 1312 (Cairo) 【3から直接作成】
5. Istanbul Üniversite Kütüphanesi AY 3515 (Istanbul)
6. Bibliothèque Nationale Arabe 6195 (Paris)
7. Süleimaniye Kütüphanesi, Aşir Efendi 317 (Istanbul) (校訂本の原写本)
8. Arabiche Liga Adab 14 (Cairo) 【7から直接作成、文書1点が脱落】

9. Mingana Collection 1848 (Birmingham) 【7から直接作成、多数の文書が脱落】
10. Süleimaniye Kütüphanesi, Re'is al-Küttāp 901 (Istanbul)
11. Kitābkhāne-i Shūrā-i Millī 73 (Tehran) →Ma'had Makhtūṭāt, Adab 1719 (Cairo)
12. Muḥammad Amīn Khunji氏個人蔵 (Tehran)

Hachmeierが存在のみを確認したもの

13. Dār al-Kutub al-Miṣrīya 1466 (Cairo)
14. Dār al-Kutub al-Miṣrīya mīm 116 (Cairo)
15. Dār al-Kutub al-Miṣrīya 1527 (Cairo)
16. Kitābkhāne-i Millī-i Malik 1456 (Tehran)
17. Kitābkhāne-i Millī-i Malik 1548 (Tehran)
18. Maktaba al-Kāzīmīya (Baghdād)

新たに存在が確認されたもの

19. Dār al-Kutub al-Miṣrīya Adab Taymūr 1027 (Cairo)
20. Dār al-Kutub al-Miṣrīya zāy 42319 (Cairo)
21. Dār al-Kutub al-Miṣrīya zāy 13332 (Cairo)
22. Dār al-Kutub al-Miṣrīya zāy 18844 (Cairo)→ 7. 後半部と同定
23. Al-Azhar adab 58717 (Cairo)

【 】内の記述はHachmeierの指摘による

これらのうち、写本番号7の Aṣir Efendi 317は、最もよく知られたものである。ハッハマイヤーは、写本番号8および9が7から直接作成されたものであるとしている。また、7の前半部（全140点のうち42点）は、1898年に、レバノンのドルーズ派アラブ民族主義者シャキーブ・アルスラーン（Shakīb Arslān, 1869-1946）の手によって校訂出版されている。これが、現在校訂本

として流布する、唯一の『文書集』の刊本であるが、そこに収録される文書は、ハッハマイヤーが確認した430点に比してもわずかに1割にすぎず、その全貌を明らかにしたとは言い難い。その後、オランダのMark Van Dammeが博士論文において、写本番号2（ライデン本）のうちから40点を校訂し、またハッハマイヤーもその著書において37点の校訂を行っているが、その大多数は未だ写本の状態によってのみ扱うことが可能である。

このように、アブー・イスハーク文書集研究は未だ端緒に就いたばかりであって、本論文もまたその進展に対するささやかな貢献にすぎない。さらに、ここで指摘しておくべきことは、これらの文書の真正性については、いまだ十分な検討がなされていないという事実である。もちろん、写本の体系的な収集すら始まったばかりであり、その全貌すら明らかになってはいない段階で、この真に重要な問題を扱うことは不可能である。しかし、アブー・イスハーク・イブラーヒームが著名人であり、彼の文書が後世に与えた影響が甚大であるが故に、文書集に収録された文書の真正性の判別は、将来いずれかの段階で必ず直面すべき案件であることを確認しておきたい。

## 2. 文書集にみられるアフド文書様式の解析

それでは、アブー・イスハーク作成の文書が、アッバース朝ひいてはイスラーム諸国家の行政史上に及ぼした影響を確認するために、ここではアフド文書（‘ahd）とよばれる任命文書の様式に目を向けてみたい。

アフドとは、旧約聖書・新約聖書がそれぞれアラビア語で「古いアフド（al-‘ahd al-‘atīq）」「新しいアフド（al-‘ahd al-jadīd）」と呼ばれるように、神からの命令とそれを取り巻く神と信者との契約である。同時に、それは信者と不信仰者の契約や、さらには一般社会の契約行為全般をも意味する [“‘ahd”, EI2]。

イスラーム国家にとってもっとも典型的なアフド文書は、カリフやスルターンなどの君主が自らの後継予定者に与える任命文書であろう。そこでは、君主が熟慮の上で後継者を選び、自らの職務を委任することが、神への称賛の言葉

を交えて書き記される [‘Umarī: 113-114]。この文書を受けとった息子や弟などは、それによって「アフドの担い手 (walī al-‘ahd)」と呼ばれ、皇太子／皇太弟の地位を固めることとなるのである<sup>(3)</sup>。

14世紀前半に書記手引き書『高貴なる用語の解説 (al-Ta‘rīf bi al-Muṣṭalah al-Sharīf)』を執筆したイブン・ファドルッラー・ウマリーは、同書においてアフド文書を、カリフや王が出すもので、カリフからは後継カリフもしくは王のみにあてて出すものであるとする。そしてそれを「主権者から後継者に宛てて書かれる」と定義する [‘Umarī: 112]。しかし、これはカリフの機能が、スルターンの主権承認のみへと矮小化されたマムルーク朝のアッバース家カリフの状況を示すものであり、同じくカリフが大アミールの傀儡と化していたブワイフ朝においてすら、カリフの名で発行されるアフド文書の性格は、そのように限定されたものではなかった。

ブワイフ朝大アミールのもとで、アブー・イスハークがカリフの名において起草したアフド文書には、カリフが地方君主、カーディー、ターリブ家のナキーブなどに対して授与した任命文書が含まれており、ハッハマイヤーの通し番号（以下Hno.と略記）によれば、Hno.77からHno.90までの14点がこれに相当する<sup>(4)</sup>。

これらのアフド文書は、他の文書と比しても、非常に明確な固定された様式を持っていることが特徴的である。すなわち、カリフ＝ターイーがターリブ家のナキーブであるフサイン・ブン・ムーサーにワクフの管理を委ねる文書Hno.87を除くすべての文書が以下の様式に拠っているのである<sup>(5)</sup>。

冒頭文：これは神の僕信徒の長 [A] が、[B] へと約定を下したものである。

hādhā mā ‘ahida ‘abd Allāh [A] ilā [B]

主 文：そこでカリフ [A] は彼 [B] に………を任じた。

fa qallada-hu …

命令節：そして彼に………を命じた。

wa amara-hu bi …

直接授与文：これが信徒の長の汝に下した約定文である。

hādhā ‘ahd Amīr al-Mu‘minīn ilay-ka

年月日・起草者名

このように、アブー・イスハークのアフド文書は「冒頭文・主文・命令節」からなる任命文書本文と、その本文を被任命者に授与する直接授与文から構成される。任命文書本文は被任命者を「彼」と三人称で呼称し、カリフから「彼」への任命の意志とそれに伴って下される命令を列挙する。これに対して直接授与文は被任命者を「汝」と二人称で呼称し、この任命文書本文が「汝」に授与されたことを伝達する。これは、このアフド文書を持参したカリフの使者が、被任命者の前で文書を読み上げることを前提とした形式といえるであろう。

この文書の核心に相当する部分は、qallada-huによって始まる主文であり、この部分において、カリフが被任命者に授与する職務・任務・任務地が明記される。カーディーの場合には、「某々地区のカーディー職に任じる」と述べられるのみであるが、時にマザーリム監督・巡礼団指揮者…などと、複数の職務が列挙されることも多い。特に注目されるのはブワイフ朝ジバル政権を安堵されたファフル・アッダウラ (Hno.77)<sup>(6)</sup>とハムダーン朝の支配権を安堵されたアブー・タグリブ (Hno.79)<sup>(7)</sup>の事例である。一般に彼らは「地方支配者として、地域の支配権を委ねられた」と理解されるが、以下に見るようにアフド文書においてはそのような漠然とした表現はなされておらず、「礼拝・軍費・警察・土地税…」と彼が管轄すべき職務が逐一系列される。これによって、当時のアッバース朝政府が地方支配権の機能をいかなるものにとらえていたかを理解することができると同時に、そのような支配権は、一括した機能ではなく、個々の管轄任務の集成であったことが理解される。

一方、この主文の直後には、これらの管轄任務それぞれに関してカリフが逐次個別の命令を下している。これが命令節であり、地方君主にせよカーディーにせよ、必ず、敬神を命ずる第1命令で始まり、多くの場合礼拝の施行を命ず

る第2命令以下がつづく。命令の数は職務により様々であるが、少ないものでは第7命令まで (Hno.85)、多いものでは第19命令まで (Hno.79) が繰り返される。

ここで特徴的なのは、第1命令以下の個々の命令にはほとんどの場合クルアーンの章句が引用され、ひとつの命令は、基本的にこの引用をもって終結していることである。これは、『文書集』に収録されたアフド文書のきわめて顕著な特徴であり、この点についてはのちに分析を行う。

以下、これらのアフド文書の代表例として、上記ファフル・アッダウラとアブー・タグリブに対するアフド文書の構成を、具体的に命令を列挙しながら示す。用いた底本は校訂本 [Mukhtār: 141-167, 183-206] である。この両者は、ブワイフ朝ジバル政権とハムダーン朝政権の君主であり、カリフから統治者へのアフド授与の典型的なあり方を示すと共に、両者の比較によってアブー・イスハーク作製のアフド文書の様式が、どこまで定型化をめざしたものであったか、またどこからが定型を外れる部分であるかを概観することができるからである。その際、クルアーン章句の異同に特に注目することによって、定型化の度合いを測る一助とした。

もっとも、個々の文書は極めて長文であるため紙幅の関係からも全文を訳出することは不可能である。このため、命令文の内容は〈〉内に簡潔に要約するとどめた。また【】内がクルアーン章句であり、翻訳は藤本勝次他訳の中公クラシックス版に拠った。節番号もこれに従い「標準エジプト版」を用いている。さらに、各命令文の途中にもクルアーン章句が付されている場合、その直前部分の内容を《》内に示す。これは、個々の命令のなかの小区分といってもよい。最後に◆は同一のクルアーン章句が [Hno.77] [Hno.79] に共通して現れることを示し、◇はアブー・イスハークの引用において、クルアーン章句の当該する一部が省略されていることを示しめしている。

- ① [Hno.77] カリフ＝ターイウからファフル・アッダウラに授与されたアフド文書 (nuskha ‘ahd ilā Abī al-Ḥasan ‘Alī b. Rukn al-Dawla al-mu-

laqqab Fakhr al-Dawla ‘an al-Ṭā’i’ li-Allāh Amīr al-Mu‘minīn)

[冒頭文]

これは、神の僕たるアブドゥルカリーム、イマーム=ターイウ・リッラー、信徒の長が、ファフル・アッダウラ・アブー・アルハサン・ブン・ルクン・アッダウラ・アブー・アリー、信徒の長のマウラーへと約定を下したものである。(hādha mā ‘ahida ‘abd Allāh ‘Abd al-Karīm al-Imām al-Ṭā’i’ li-Allāh Amīr al-Mu‘minīn ilā Fakhr al-Dawla Abī al-Ḥasan b. Rukn al-Dawla Abī ‘Alī mawlā Amīr al-Mu‘minīn,)

[主文]

そして〔カリフは〕彼に、〔各地域〕における礼拝施行と、戦争・防衛・治安、ハラージュ・ウシュル・私領地・貨幣取扱・家畜のザカー・人頭税・その他の徴税、閲兵・俸給・近臣に対する経費、マザーリム法廷・奴隸市場・貨幣鑄造所の度量衡・ティラーズ工房・市場監督に関する業務を任じた。(wa qallada-hu al-ṣalāt wa a‘māl al-ḥarb wa al-ma‘āwin wa al-aḥdāth wa al-kharāj wa al-a‘shār wa al-ḍiyā‘ wa al-jahbadha wa al-ṣadaqāt wa al-jawālī wa sā‘ir wujūh al-jabāyāt wa al-‘arḍ wa al-‘aṭā’, wa al-nafaqāt al-awliyā’ wa al-maḥālim wa aswāq al-raqīq wa al-‘iyār fī dār al-ḍarb wa al-ṭaraz wa al-ḥisba bi …〔以下地域名〕)

第1 命令

〈神を畏れること〉

【65－2～3 神は神を畏れる者に一つの出口を造りたまひ、予想もできないところから糧を与えたもう。】

【3－102 信ずる人々よ、神にふさわしい畏敬の念をもって畏れかしこめ。帰依者としてでなければ死んではならぬ。】

【9－119◆ 神を畏れ、真実なる人々とともにあれ。】

《クルアーン章句を常に引用し範とすること》

【2-44 おまえたちは啓典を読んでいるのに、他人には善行を命じながら、自分のことは忘れていいのか。おまえたち、悟らないのか。】

## 第2命令

〈神の書に従うこととその詠唱をなすこと〉

【41-41~42◆ まことに、これこそ至大な啓典であるのに。前からもうしろからも虚偽のはいりこむすき一つないものであるのに。聡明なお方、讃えるべきお方から下された啓示であるのに。】

## 第3命令

〈日々の礼拝を行うこと〉

【4-103◆ 礼拝は、時を定めて信者に課せられた掟である。】

【29-45 礼拝を守れ。礼拝は、みだらなことや悪事を避けるもの。】

## 第4命令

〈金曜礼拝と祝祭日の礼拝を行うこと〉

《礼拝について》

【62-9◆ おお、信者たちよ、集会の日に礼拝への呼び声をかけられたら、神への祈りへと急いで行くがよい。取引は捨ておけ。】

《モスクの管理について》

【9-18 神の礼拝堂を管理するのは、神と終末の日とを信じ、礼拝を守り、喜捨を行い、神のほかにもものも恐れない者に限る。これらの者は、おそらくは正しく導かれる者となるであろう。】

## 第5命令

〈軍とマワーリーへの配慮とリズク支給〉

《そのうちの重要人物への相談を心がけること》

《合議 (Shūrā) について》

【3-159 今度のことについても、彼らとよく合議せよ。いったん決意したなら、まず神にたよれ。神はたよる者を愛したもう。】

第6命令

〈隣接する国境とリバートに軍を配備し、世話をすること〉

《その遂行について》

【5-1◆ 信ずる者よ、契約はかならず果たせ。】

《その放棄について》

【48-10 しかし、誓約を破るような手合いには、その責めがおのが身にふりかかる。】

第7命令

〈入牢者に罪にあった罰を与え釈放すべき者を釈放すること。また警察 (al-shurṭa wa al-aḥdāth) において公正を図ること〉

【2-229◆ もし神の掟を犯す者があれば、その者こそ不義の徒である。】

第8命令

〈酒屋や酒場の営業を停止すること〉

《我ら信徒に対して》

【3-110◆ おまえたちは、人類のために出現した最上の集団である。おまえたちは正しいことを勧め、醜悪なことを禁じ、神を信じる。】

《我ら以外の非難されるべき者共に対して》

【19-59◆ しかし、礼拝を放擲し、欲情に耽る後継者が彼らの跡を継いだのだ。これらの者はかならずや過ちに遭遇するであろう。】

第9命令

〈地域の防衛を有能な軍兵に任せること〉

〈道の安全を守ること〉

【5-33 神とその使徒に戦いを挑み、地上に害悪をまき散らそうと努める者どもの報いは、殺されるか、十字架につけられるか、手足を交互に切断されるか、さもなければ国外へ追放されることにほかならない。これは現世における彼らの屈辱であり、来世でも彼らには大きな懲罰がある。】

#### 第10命令

〈地域を通過する逃亡奴隷を監視すること〉

【4-58◆ 預かり物は正当な主にひきわたすように、[◇] 神はおまえたちに命じたもう。】

#### 第11命令

〈裁定者 (al-ḥakim) たちを用い、彼らの裁定を実行すること〉

(中間)

【38-26◆ 「おお、ダビデよ、われらは、おまえを地上の代理者としてやった。よって、人々を真理にもとづいて裁け。けっして私欲に従うな。さもなければ、私欲がおまえを神の道から迷わすであろう。神の道から迷う者は、清算の日を忘れたために、厳罰の報いを受ける」】

《裁定者にハラージュ徴税官への配慮を命じること》

【5-2◆ たがいに助けあって善を行い、神を畏れよ。罪と違反において助けあってはならない。神を畏れかしこめ。神は処罰にきびしいお方である。】

#### 第12命令

〈臣民をマザーリム法廷などで公平と公正に取扱こと〉

【7-58 よい土地は主のお許しにより草木が生える。しかし、悪い土地は雑草しか生えない。このようにしてわれらは、感謝の気持ちをもった人々のために、しるしを手をつくして説明している。】

### 第13命令

〈ハラージュ等の諸税を公正な手段で潤沢に維持すること〉

【53-39~41◆ 人間は、自分が努力したものだけを得る。その努力の成果はいずれ見えてくる。やがて、十分な褒賞で報いられるものだ。】

### 第14命令

〈ハラージュ、ウシュル、私領地、貨幣取扱、家畜のザカー、人頭税の徴税官を誠実な人物から選び、不正に陥らないよう監督すること〉

(中間)

【9-60 喜捨は貧者、困窮者、その募金にたずさわる者、心をなびかせた者、また奴隷、負債に苦しむ者のために、それに神の道のために、旅人のためにのみあてるべきである。これは神の定め。神はよく知りたもう聡明なお方である。】

《徴税官について》

【17-34 契約を果たせ。契約はかならず問いただされる。】

### 第15命令

〈軍兵の閲兵と俸給、給与、給食を信頼できる人物に任せること〉

【8-60◆ おまえたち、できるかぎりの軍隊と騎馬隊を彼らにたいして準備し、神の敵とおまえたちの敵、[◇] を恐怖におとしいれてやれ】

### 第16命令

〈奴隷市場、貨幣鑄造所、ティラーズ工房、市場監督において、これに関連する信頼できる道具をもった者を用いること〉

【83-1~3◆ 禍なるかな、減量者どもよ。彼らは、人々から量り買いするときは、目いっぱい受けとるくせに、自分で分量や重さを量り売りする段になると、逆に減量してわたそうとする。】

[直接授与文]

[年月日・起草者名]

- ② [Hno. 79]カリフ=ムティーウからアブー・タグリブに授与されたアフト文書 (nuskha ‘ahd ‘an al-Muṭī’ li-Allāh ilā Abī Taghlib al-Ghaḍanfar b. Nāṣir al-Dawla Abī Muḥammad al-Ḥasan b. ‘Abd Allāh b. Ḥamdān)

[冒頭文]

これは、神の僕たるファドル、イマーム=ムティーウ・リッラー、信徒の長が、ガダンファル・ブン・ナースィル・アッダウラ・アブー・ムハンマドへと約定を下したものである。(hādhā mā ‘ahida ‘abd Allāh al-Faḍl al-Imām al-Muṭī’ li-Allāh Amīr al-Mu‘minīn ilā al-Ghaḍanfar b. Nāṣir al-Dawla Abī Muḥammad,)

[主文]

そして〔カリフは〕彼に、〔各地域〕における礼拝施行と、戦争・防衛・治安、ハラージュ・ウシュル・私領地・貨幣取扱・家畜のザカー・その他の徴税、閲兵・俸給・近臣に対する経費、マザーリム法廷・奴隸市場・貨幣鑄造所の度量衡・ティラズ工房・市場監督に関する業務を任じた。(wa qallada-hu al-ṣalāt wa a‘māl al-ḥarb wa al-ma‘āwin wa al-aḥdāth wa al-kharāj wa al-a‘shār wa al-ḍiyā’ wa al-jahbadha wa al-ṣadaqāt wa sā’ir wujūh al-jabāyāt wa al-‘arḍ wa al-‘aṭā’, wa al-nafaqāt al-awliyā’ wa al-mazālim wa aswāq al-raḡīq wa al-‘iyār fī dūr al-ḍarb wa al-ṭaraz wa al-ḥisba bi … [以下地域名])

第1命令

〈神を畏れること〉

(中間)

【79-40~41 だが、主のみ前にたつのを恐れ、魂に欲情を許さなかった者には、楽園が住まいとなるのだ。】

(結論)

【38-26◆ 「神の道から迷う者は、清算の日を忘れたために、厳罰の報いを受ける】

## 第2 命令

〈施政にあたってクルアーン章句に従うこと〉

【41-42◆ 前からもうしろからも虚偽のはいりこむすき一つないものであるのに。聡明なお方、讃えるべきお方から下された啓示であるのに。】

## 第3 命令

〈日々の礼拝を尊重すること〉

【4-103◆ 礼拝は、時を定めて信者に課せられた掟である。】

## 第4 命令

〈金曜礼拝と祝祭日の礼拝への参加を指導すること〉

【62-9◆ おお、信者たちよ、集会の日に礼拝への呼び声をかけられたら、神への祈りへと急いで行くがよい。】

## 第5 命令

〈ルクン・アッダウラとイッズ・アッダウラにカリフからの特権があることを認めること〉

【9-119◆ 信ずる人々よ、神を畏れ、真実なる人々とともにあれ。】

## 第6 命令

〈カリフの近臣と彼のマワーリーや彼の軍へ配慮し、リズクを支給すること〉

【53-39~41◆ 人間は、自分が努力したものだけを得る。その努力の成果は

いずれ見えてくる。やがて、十分な褒賞で報いられるものだ。】

#### 第7命令

〈隣接する国境とリバートに軍を配備し、世話をすること〉

(中間)

【2-195 わが手で破滅に身を投じてはならない。】

【9-111 まことに神は、樂園とひきかえに信者たちの生命と財産とを買いたもうた。彼らは神の道のために戦い、殺し、殺されているのだ。これは立法、福音書、コーランに示された神のたしかなお約束である。だれが神よりも忠実に契約を果たすだろうか。それゆえ、おまえたちが神と契約した取引を喜べ。これこそ大きな利得である。】

《国境における必要経費の供給》

【5-1 ◆ 信ずる者よ、契約はかならず果たせ。】

#### 第8命令

〈神を畏れる敵に安全保障と和平を与えること〉

【8-61 もし彼らが和平にかたむくならば、汝もそれにかたむき、すべてを神にたよれ。】

#### 第9命令

〈騎兵と歩兵で昼夜にわたり道の安全を守ること〉

【12-64 神こそ、この上もない保護者であり、もっとも慈悲ぶかいお方である。】

#### 第10命令

〈地域の軍営に有能な人材を配備すること〉

【4-123 悪を行う者は、当然その報いを受ける。】

### 第11命令

〈治安を見識あるものに任せ、悪事から遠ざけ、酒屋や酒場の営業を停止すること〉

【19-59◆ しかし、礼拝を放擲し、欲情に耽る後継者が彼らの跡を継いだのだ。これらの者はかならずや過ちに遭遇するであろう。】

【3-110◆ おまえたちは、人類のために出現した最上の集団である。おまえたちは正しいことを勧め、醜悪なことを禁じ、[◇] る。】

【5-79 彼らは自分たちの行った忌まわしいことを、たがいに禁じようとしなかった。】

【33-4 しかし、神は真理を語り、大道に導きたもう。】

### 第12命令

〈入牢者を入念に取り調べ、罪にあった罰を与えること〉

【2-229 もし神の掟を犯す者があれば、その者こそ不義の徒である。】

### 第13命令

〈地域で発見された逃亡奴隷を監視し、所有権者に引き渡すこと〉

【4-58◆ 預かり物は正当な主にひきわたすように、また人々を裁くときは公正に裁くように、神はおまえたちに命じたもう。神がおまえたちに与えたもう訓戒は、まことによきかな。神はあまねく聞き、よくみそなわしたもう。】

### 第14命令

〈警察長官 (aṣḥāb al-ma‘āwun) たちに裁定の実行を勧めること〉

〈ハラージュ徴税官がファイの金を徴収するのを助力すること〉

【5-2◆ たがいに助けあって善を行い、神を畏れよ。罪と違反において助けあってはならない。神を畏れかしこめ。神は処罰にきびしいお方である。】

### 第15命令

〈臣民をマザーリム法廷などで公平と公正に裁定すること〉

【38-26◆ 「おお、ダビデよ、われらは、おまえを地上の代理者としてやった。よって、人々を真理にもとづいて裁け。けっして私欲に従うな。さもなければ、私欲がおまえを神の道から迷わすであろう。】

### 第16命令

〈悪意の徴税官が不正の慣習によって課した諸雑税を臣民から廃止すること〉

【53-37~38 約束を果たしたアブラハムの話も。重荷を負う者は、他人の重荷を負うことはできない。】

### 第17命令

〈ハラージュ、ウシュル、私領地、貨幣取扱、家畜のザカー、人頭税の徴税官を有能な人物から選ぶこと〉

【5-44 神が下したものによって裁かない者どもこそ不信の徒である】

### 第18命令

〈軍兵の閲兵と俸給と給与、出費、近臣をその習熟さに信頼できる人物に任せること〉

【8-60◆ おまえたち、できるかぎりの軍隊と騎馬隊を彼らにたいして準備し、神の敵とおまえたちの敵、[◇] を恐怖におとしいれてやれ】

### 第19命令

〈マザーリム法廷、奴隷市場、貨幣鑄造所、ティラーズ工房、市場監督を宗教を知悉した者に委ねる〉

【83-1~3◆ 禍なるかな、減量者どもよ。彼らは、人々から量り買いするときは、目いっぱい受けとるくせに、自分で分量や重さを量り売りする段になると、逆に減量してわたそうとする。】

[直接授与文]

[年月日・起草者名]

以上の各命令文の内容を対照すると以下の通りとなる。★は、互いに相当する命令の存在しない箇所である。

[Hno.77] ファフル・アッダウラへの授与文

- 1 敬神
- 2 クルアーン
- 3 毎日の礼拝
- 4 金曜・祝日の礼拝
- 
- 5 軍への俸給支払い
- 6 国境防衛の維持
- 
- 7 入牢者への取り調べ
- 8 酒場営業の停止
- 9 防衛への人材の登用・道の安全の維持
- 10 逃亡奴隷の監視
- 
- 11 裁定官の登用
- 12 臣民への公平な扱い
- 13 ハラージュ等の維持★
- 
- 14 徴税官の選定
- 15 軍監督の選定
- 16 工房・市場監督の選定

[Hno.79] アブー・タグリブへの授与文

1 敬神

2 クルアーン

3 毎日の礼拝

4 金曜・祝日の礼拝

-----  
5 ルクン・アッダウラとイッズ・アッダウラへの敬意★

-----  
6 軍への俸給支払い

7 国境防衛の維持

8 敵と和平を結ぶ★

9 道の安全を守る

10 防衛への人材の登用

-----  
11 酒場営業の停止

12 入牢者への取り調べ

13 逃亡奴隷の監視

-----  
14 裁定官の登用

15 臣民への公平な扱い

16 雑税の禁止★

-----  
17 徴税官の選定

18 軍監督の選定

19 工房・市場監督の選定

すなわち、地域支配者へのアフト文書はその命令文において、

I. 当該地域において宗教的義務が実行されるよう監督すること

- II. 非イスラーム国家との境界を防衛し、域内の平和を図ること
- III. 犯罪者、飲酒者、逃亡奴隷といった社会道徳の侵犯者を監視すること
- IV. 公正な裁判と税制の維持
- V. 諸行政官・監督官の公正な選定

という、おおまかに5つの事項を命じており、各命令はこの一定の論理構造によって配列されていることが判明する。[Hno.77]の9は、[Hno.79]の9、10に相当し、前者はIII、後者を文脈の流れから仮にIIに分類したが、元来、道の安全の維持とは「道を切る (qaṭ' al-ṭarīq)」すなわち山賊・海賊行為というイスラーム法上の大罪を取り締まることであり、その意味では「II・防衛」と「III・犯罪」の境界線に位置する内容である。これをともにIIIに分類することも十分可能である。

次に、これを〔主文〕との対比で眺めてみよう。主文で述べられる、カリフが各支配者に任じた (qallada) 内容は大きく下記の6種に分類できよう。

- ① 礼拝
- ② 戦争、防衛 (al-ma'āwun)、治安 (al-aḥdāth)
- ③ ハラージュ、ウシュル、私領地 (ḍay'a)、貨幣取扱 (al-jahbadh)、家畜のザカー (al-ṣadaqāt)、その他の税費目
- ④ 閱兵、俸給、近臣 (al-awliyā') に対する経費 (al-nafaqa)
- ⑤ マザーリム法廷、奴隷市場 (aswāq al-raqīq)、貨幣鑄造場の度量衡、ティラーズ工房、市場監督

これらは、それぞれ、①= I, ②④= II III, ③= IV, ⑤= Vに相当している。

両者の配列順序の違いは、命令文では、(a)宗教義務の実行が奨励されたのち、(b)イスラーム世界外部に対する防衛、(c)内部の秩序維持、(d)これらの業務を支えるための裁判と徴税、そして具体的に国家権威と社会生活を維持するための行政業務へと内容が移行するのに対して、主文では、(a)宗教義務の実行が奨励されたのち、(b)内外の治安維持、(c)それを支えるための徴税業務、(d)徴税された予算の支出業務、そして国家権威と社会生活を維持するための行政業務へと移行するところにある。業務配列の論理は微妙に異なるが、全体として内容は

一致しているといつて良いであろう。

すなわち、この二つのアフト文書は、定式としてはほぼ同一の構造をとっているということが指摘可能である。冒頭文から年月日・起草者に至る様式が統一されていることは、一見して明らかであるが、その内容の構造においても、両者はほぼ一致した論理構造をもっていることになる。ここに、少なくともアブー・イスハークによる定式化・テンプレート化の傾向を見て取ることが可能である。もちろん、この定式化はアブー・イスハーク以前の伝統を踏まえたものであり、その変遷について、特にクルアーン章句の利用について、論者は一定の見解を有しているが、この点については次稿に委ねたい。

さて、このようにアフト文書の様式と構造の定式化に着目した場合、さらに以下の3点を指摘することができる。

- 1) [Hno.79]の第5命令は特権的な位置に存在すること。
- 2) 命令に付与されるクルアーン章句には一定の定式化傾向が見られるが固定はしていないこと。
- 3) 各命令の内容と構造は定式化されているものの文章表現は、全く別個であること。

まず、[Hno.79]の第5命令に関してであるが、この命令は当然のことであるが[Hno.77]には類似する命令が存在せず、双方の文書を比較する上で、ひととき特異な命令となっている。またその挿入位置もI群とII群の間であつて、命令群の論理構造から言えば、来世に関わる宗教的な義務に次いで、現世のイスラーム世界の防衛に優先される内容を持つこととなる。その命令自体は、カリフがハムダーン朝君主アブー・タグリブに対して下したものであつて、内容は「ルクン・アッダウラとイッズ・アッダウラにカリフからの特権が付与されていることを認めるように」というものである。ここでカリフからの特権が両者に付与されていると言うことは、①カリフを中心とした世界秩序にあつて、ブワイフ朝ジバール政権のルクン・アッダウラとイラク政権のイッズ・アッダウラが、ハムダーン朝君主アブー・タグリブに優先する地位を確保していること、②この両者が、ブワイフ朝ファールス政権のアドウド・アッダウラ

に優先する地位を確保していることの2点を、アブー・タグリブが公式に確認することを意味している。すなわち、アブー・タグリブがカリフに地域の支配を安堵されるに当たって、①国家間秩序としてのブワイフ朝のハムダーン朝に対する優越と、②ブワイフ朝内部におけるイZZ・アッダウラのアドゥド・アッダウラに対する優越を受け容れることことが要求されているのである。

アドゥド・アッダウラのイラク政権侵略をなんとかはねのけ、アブー・タグリブとの連携によってアドゥド・アッダウラに対抗する勢力を構築しようとしていたイZZ・アッダウラにとって、カリフを利用してこのような文書を作成させることは、非常に有効な手段であった。イラクの政権を掌握し、カリフを影響下に置くことの意味がここにあったことは、言うまでもない。そのような理解からすれば、このアフド文書の力点は、アブー・タグリブの政権承認という体裁ではなく、まさしくこの第5命令にあったとすることができる。そして、そのことは、この第5命令の構造的な位置によって確認される。先に述べたように、第5命令はI群とII群の間に挿入されており、そのことは、この命令が「来世に関わる宗教的な義務に次いで、現世のイスラーム世界の防衛に優先される内容を持つ」ことを意味するからである。第5命令の重要性は、アフド文書の内容構造によって強調されているのである。

次に、クルアーン章句と命令文の関連性に目を向けてみたい。

以下は、各命令とクルアーン章句の組み合わせを、両文書について対比した表である。

[対照表2]

	[Hno.77]	[Hno.79]	[一致]
敬神	65-3,3-102,9-119,2-44	79-41^42,38-26	×→A
クルアーン	<b>41-41^42</b>	<b>41-42</b>	○
毎日の礼拝	<b>4-103,29-45</b>	<b>4-103</b>	○
金曜・祝日の礼拝	<b>62-9,9-18</b>	<b>62-9</b>	○

ブワイフ家への敬意	x	<u>9-119</u>	・→A
-----			
軍への俸給支払い	3-159	<u>53-39^41</u>	×→B
国境防衛の維持	<b>5-1,48-10</b>	2-195,9-111, <b>5-1</b>	○
防衛への人材の登用	5-33	4-123	×
道の安全を守る★	x	12-64	・
敵と和平を結ぶ★	x	8-61	・
-----			
入牢者への取り調べ	<b>2-229</b>	<b>2-229</b>	○
酒場営業の停止	<b>3-110,19-59</b>	<b>19-59,3-110,5-79,33-4</b>	○○
逃亡奴隷の監視	<b>4-58</b>	<b>4-58</b>	○
-----			
裁定官の登用	<u>38-26,5-2</u>	<b>5-2</b>	○→C
臣民への公平な扱い	7-58	<u>38-26</u>	×→C
雑税の禁止★	x	53-37^38	・
ハラージュ等の維持★	<u>53-39^41</u>	x	・→B
-----			
徴税官の選定	9-60	17-34	×
監督の選定	<b>8-60</b>	<b>8-60</b>	○
工房・市場監督の選定	<b>83-1^3</b>	<b>83-1^3</b>	○

ここに見るように、両文書に共通して現れる14の命令文のうち、10の命令文が双方に共通するクルアーン章句を付されている。両文書の内容を見てもわかるように、基本的に命令文とクルアーン章句は内容的に連関を持つものが用いられている。このことから、命令文の構造が定式化されるのと同様に、そこに付されるクルアーン章句もある程度定式化される傾向があることが判明する。

逆にいえば、ある特定のクルアーン章句が異なる命令文に用いられている場合、その双方の命令文には、イスラーム的な文脈における共通性、もしくは一

定の意味連関が存在することを示していると言えよう。クルアーン章句の持つ宗教的な「意味幅」はある程度有限であると想定できるからである。ここで、表中のA, B, Cは異なる命令文にまたがって用いられるクルアーン章句の例である。これらを眺めると、Cは同じIV群に用いられた例であり、それぞれカーディーによる裁きとマザーリム法廷による裁きを扱った命令文に対して、裁定者としてのダビデに対する神の言葉を扱ったクルアーンが付されており、その意味連関は明らかである。BはIV群の公正な徴税に関する命令とII群の軍への俸給支払いに関する命令に対して、人には努力に応じた神の報いがあるとするクルアーンが付されており、税の徴収と配分に関するテーマが「神の報い」という意味内容で認識されていることを示している。そして、Aは、9-119【信ずる人々よ、神を畏れ、真実なる人々とともにあれ】という章句が、I群の敬神の命令というもっとも重く宗教的な命令と、「ブワイフ家への敬意」という[Hno.79]に特徴的な命令に共通して用いられている例である。これは、まさに「ブワイフ家への敬意」の命令が、[Hno.79]のなかで来世と現世の橋渡しの部分を占める、核心部であるということを端的に示しているのであり、ルクン・アッダウラとイッズ・アッダウラへの敬意は、神への畏敬に近いものであることを命じられていることとなる。

さらに、クルアーン章句の定式化を手がかりにすると、次のことも指摘できよう。[Hno.77]の第13命令〈ハラージュ等の維持〉と[Hno.79]の第16命令〈雑税の禁止〉は、それぞれIV群にあるが、互いに共通する命令を持たない。しかし、両者は構造的に同一位置にあるだけでなく、前者は53-39<sup>41</sup>、後者は53-37<sup>38</sup>と一続きのクルアーン章句を付されている。これらは徴税の公正さに関わる意味内容で一致していると考えられ、同一位置にあることが偶然ではないことをクルアーン章句が保証している例であると見られる。

このように、アブー・イスハークの作製したアフド文書においては、ある程度限られた数のクルアーン章句が命令文と意味連関を保ちつつ、有機的な働きをしており、この形式のアフド文書の定式化への方向を導いていたと言えよう。

第3に、このようにアフド文書様式の存在と、命令文の内容的論理構造やクルアーン章句の定式化という方向とは全く正反対に、個々の命令文の表現は全く独自であり、修辭的には大きく異なった表現がなされていることを指摘しておきたい。書記の技術において、美文こそは彼らの最も大きな武器であり、立身出世の道具であった。そのなかでもアブー・イスハークは文書の分野におけるアラビア語美文の大成者として知られる。そういった彼らにとって、「ブワイフ家に対する敬意」にみるような、一定の様式化・定式化を用いて逆に特定の内容を浮きだたせる構造的な技術と、個々の命令文において散文韻文やイスラーム学的知識を駆使して編み出す美文の技術は、双方共に重要なものであったと考えられるのである。

逆にいえば、このようなインシャー文学的な文書を史料として用いる際には、文書の片言一句に注目するだけでなく、定式を念頭に置いた上で、文書全体の構造とロジック、そして、それに付されるクルアーン章句のような一見装飾的な文章との相互連関などを理解する必要がある。テキストは送り手と受け手のコンテキストから成立していることを、もう一度見直してみたい。書記たちの編み出した定式とは、そのようなコンテキストを操るための技術であるからである。

### 3. 結語

以上、本研究は二つの目的をもって行われた。ひとつは、いまだ樹海の如く立ちふさがるアブー・イスハーク文書集の研究に何らかの貢献を行うことである。この文書集の全貌を明らかにするためには、ひとりの研究者ではなく多くの人々の長期間にわたる力が必要となるであろう。本稿がその一石となれば幸いである。

もうひとつは、アフド文書研究ひいてはアッバース朝行政文書研究を通じて、アッバース朝行政のあり方、アッバース朝国家の自己認識、他者へのシンボル操作、そして書記たちの内的な論理を明らかにすることである。今回は、地域支配者に対する二つのアフド文書を用いて、その定式化と構成を明らかに

する努力を行ったが、これに引き続き、アブー・イスハークが作製したその他のアフド文書、および彼以前や彼以後のアフド文書との比較によって、アフド文書様式の変遷などについて論じてみたい。

## 註

- (1) アブー・イスハーク文書集の写本を博搜する際の困難は、この文書集が様々な呼称で呼ばれていることにも存在する。事実、ハッハマイヤーはエジプト国立図書館所蔵写本のうち、Munshā'āt の呼称をもつ写本群を見落としていた。またアズハル図書館は、2006年にインターネットによる写本データの公開を始めたが、そのともなって新たに構築された検索システムによって、新たな写本1件の存在が明らかになった。今後も同様にして、新たな写本が知られるようになるのは確実であると思われる。
- (2) これらの入手作業には、東京大学大学院博士課程在籍の橋爪烈氏、阿部尚史氏の協力を得た。また橋爪氏には Dār al-Kutub al-Miṣriyya, zāy 18844 の存在を、原山隆広氏には、al-Maktaba al-Azharīya, adab 58717 の存在をご教示いただいた。謹んで感謝の意を表したい。
- (3) 近年刊行された [Marsham 2009] は、初期イスラーム期からアッバース朝中期に至るカリフ位後継のあり方を、アフド文書の分析を中心に論じている。
- (4) もっとも、ハッハマイヤーの作業には、錯簡の扱いなどでかなりの問題が存在し、今後この数字には修正が必要なものと思われる。例えば [写本番号6] BN6195 の 1r-3r は、3r-6r (Hno.82) とは別個のアフド文書の断簡であるが、ハッハマイヤーはこれを Hno.82 として同一のものとして扱っている。両者が別個の文書であることは、クルアーン章句引用の分析から明らかにしうる。
- (5) ただし、Hno.82 のように、今回は断簡のみを保存する [写本番号6]BN6195 しか用いることができなかつたため、完全にその様式を踏襲しているか確認できなかったものも存在する。このケースでは、入手できた断簡の部分においては、様式の踏襲が確認された。
- (6) Fakhr al-Dawla Abū al-Ḥasan 'Alī b. al-Ḥasan. 387/997年没。ブワイフ朝ジバル政権の支配者。ルクン・アッダウラの息子。341/952生。365/976年アドウド・アッダウラの下でハマザーン地方の支配を任じられるが、366/977年、ルクン・アッダウラの死にともない、アドウド・アッダウラに対立してイッズ・アッダウラと盟を結ぶ。370/980年、アドウド・アッダウラによってジバル地方から追放され、タバリストーンのズィヤール朝の庇護下に入る。373/984年、アドウド・アッダウラの死後、ジバル政権を再び掌握した [“Fakhr al-Dawla”, EI2]。
- (7) Abū Taghlib al-Ghaḍanfar b. al-Ḥasan b. 'Abd Allāh b. Ḥamdān, Faḍl Allāh.

369/979-80年没。ジャズィーラのハムダーン朝支配者。ナーシル・アッダウラの息子。イZZ・アッダウラと同盟関係を維持。367/977年にアドゥド・アッダウラがイラクの支配権を得るべくイZZ・アッダウラを攻めた際にも、イZZ・アッダウラを支援したが、367/978年アドゥド・アッダウラ軍に敗北し、逃走。その後シリアに地歩を求めるも、パレスティナの都市 al-Ramla の支配者に殺害された [カリフ宮廷のしきたり: 65 n. 249]。

## [主要参考文献]

- Khalliḡān: Shams al-Dīn Aḡmad Ibn Khalliḡān, *Wafayāt al-A'yān*, ed. Muḡammad Muḡīy al-Dīn 'Abd al-Ḥamīd, 6vols, al-Qāhira, 1948.
- Muḡammad Māhir Ḥamāda(ed.), *al-Wathā'iq al-Siyāsīya wa al-Idārīya; li-al-'Uṣūr al-'Abbāsīya al-Mutaṡābi'a (247-656/861-1258)*, Bayrūt 1406/1985. (WAM)
- Muḡammad Māhir Ḥamāda(ed.), *al-Wathā'iq al-Siyāsīya wa al-Idārīya; li-al-'Uṣūr al-'Abbāsīya al-Awwal*, Bayrūt 1401/1981. (WAA)
- Mukhtār: *Mukhtār min Rasā'il Abī Iṣḡāq Ibrāhīm b. Hilāl b. Zahrūn al-Ṣābī*, ed. Shakīb Arslān, Bā'abda, 1898. (rep. Bayrūt 1966)
- Rusūm: Hilāl b. al-Muḡassin al-Ṣābī, *Rusūm dar al-Khilāfa*, ed. Mikhā'il Awwād, Baghdād, 1964. (邦訳 谷口淳一・清水和裕監訳『カリフ宮廷のしきたり』松香堂、2003)
- Ṣubḡ: al-Qalqashandī, Shihāb al-Dīn Abū al-'Abbās Aḡmad, Ṣubḡ al-A'shā, al-Qāhira: al-Maṡba'a al-Amīriya, al-Qāhira, 1910-1920 (rp. 1405/1985). 14vols.
- EI2 : *The Encyclopaedia of Islam*, New Edition. 11vols. Leiden: E.J. Brill. 1954-2003.
- Bürgel, J.Christoph. *Die Hofkorrespondenz 'Aḡud ad-Daulas: und ihr Verhältnis zu anderen Historischen Quellen der frühen Būyiden*. Wiesbaden: Otto Harrassowitz. 1965.
- Busse, Heribert. 1969. *Chalif und Grosskönig, die Buyiden im Iraq (945-1055)*, Beirut.
- Donohue, J. J. 2003. *The Buwayhid Dynasty in Iraq 334H./945 to 403H./1012: Shaping Institutions for the Future*, Leiden: Brill.
- Hachmeier, Klaus U. *Die Briefe Abū Iṣḡāq al-Ṣābī's*, Hildesheim: Georg Olms Verlag 2002.
- Humphreys, R. Stephen. 1991. *Islamic History: A Frame Work for Inquiry*, Prinston: Princeton University Press. Rev. ed.
- Kabir, M. 1964. *The Buwayhid Dynasty of Baghdad*, Culcutta.
- Kennedy, Hugh. 1986. *The Prophet and the Age of the Caliphates: The Islamic Near East*

*from the Sixth to the Eleventh Century*, London: Longman

Marsham, A. 2009. *Rituals of Islamic Monarchy*, Edinburgh: Edinburgh U.P.

清水和裕 2005 「バフティヤールと呼ばれる男——中世イスラーム世界の名前と宮廷秩序」『神戸大学史学年報』20, 1-38.

清水和裕 2006 「中世バグダードのサービア教徒とイスラーム的学術」『アジア遊学』86, 10-20.

橋爪烈 2003 「初期ブワイフ朝君主の主導権争いとアッバース朝カリフ」『史学雑誌』112-2, 60-83.

藤本勝次・伴康哉・池田修訳 2002, 『コーラン I・II』中公クラシックス